

公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与事務取扱い要綱

(平成5年12月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程(以下「規程」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(初任給の決定)

第2条 新たに職員となった者の号俸は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず採用時の年齢が59歳以下の職員で、別表第2に掲げる経験を有するものについては、その者の受けるべき号俸の号数に当該経験年数(同表に掲げる換算率を適用した後の経験年数をいう。)の月数を次の各号に掲げる月数で除して得た数(1に満たない端数は切り捨てる。)をそれぞれ加えて得た数を号数とする号俸をもってその者の初任給として受けるべき号俸とすることができる。

(1) 経験年数が5年までの期間 12月

(2) 経験年数が5年を超える期間 18月

(昇給)

第3条 職員を、規程第4条第3項、第4項及び第5項ただし書の規定により昇給させるには、その者の職務について監督する地位にある者の勤務成績についての証明を得て行わなければならない。

(特別昇給)

第4条 職員が次の各号の一に該当するときは、5号俸以上上位の号俸へ昇給させることができる。

(1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があると理事長が認めた場合

(2) 前号に定めるもののほか理事長が特に必要と認める場合

(地域手当の基準)

第5条 規程第11条第1項に定める職員は、職務の級が1級から7級までである者とする。

(通勤の実情)

第6条 規程第12条及びこの要綱に規定する通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)間を往復することをいう。

2 規程第 12 条に規定する通勤距離は、職員の住居からセンターまでに至る径路のうち、一般に利用しうる最短の径路の長さによるものとする。

(通勤の届出)

第 7 条 職員は、新たに規程第 12 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合又は住居、通勤径路若しくは通勤方法を変更し又は通勤のため負担する運賃等の額に変更あった場合には、その通勤の実情を通勤届により速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員は、規程第 12 条第 1 項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

(通勤の確認及び決定)

第 8 条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券の提示を求める等の方法により確認し、その通勤手当は、給料の支払方法に準じて支給する。

(時間外勤務手当の支給日)

第 9 条 時間外勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。

附 則

この要綱は、センター設立の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

初 任 給 基 準 表

区 分	級	号 俸
満 60 歳未満で 採用した職員	大 学 卒	1 級 29 号 俸
	短 大 卒	1 級 19 号 俸
	高 校 卒	1 級 9 号 俸
満 60 歳以上で 採用した職員	指 導 員	8 級 1 号 俸

別表第 2

経 験 年 数 換 算 表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備 考
国家公務員 地方公務員 共済企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	として の 在職期間 職員の種類が類似し ているもの	10 割	
	その他のもの	8 割	
民間における企業体、団体等 の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	8 割	
	その他のもの	5 割	
教育、医療、研究等の職務で直接関係があると認められたもの		10 割	
そ の 他 の 期 間	技能、労務等の職務 で関係があると認められるもの	5 割	換算された年数 10 年をこえてはならない
	その他のもの	3 割 以下	換算された年数 3 年をこえてはならない